

## 地域対応活用計画における小清水町営住宅の目的外使用に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域の実情に対応した活用（以下「地域対応活用」という。）を目的とした町営住宅の目的外使用について、小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第12号。以下「条例」という。）及び小清水町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象住宅)

第2条 目的外使用の対象となる町営住宅（以下「対象住宅」という。）は、小清水町地域対応活用計画（平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知による地域対応活用計画をいう。）について、国土交通省北海道開発局長の承認を受けた町営住宅とする。

### (使用者)

第3条 対象住宅の使用者（以下「使用者」という。）は、従業員の住宅確保に困窮する町内事業者で次の各号の条件を具備する者でなければならない。ただし、特別の事情により事業者が使用者となることが困難と町長が認める場合に限り、当該従業員を使用者とすることができる。

- (1) 町税等に滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

### (入居者)

第4条 対象住宅は次に該当する者に限り入居することができる。また、各住戸の入居人数は親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものその他婚姻の予約者を含む。以下、この要綱において同じ。）の場合を除き、居室数に応じた人数とする。

- (1) 町内事業所へ就労する従業員及びその親族であること。
  - (2) 前号の従業員及びその親族が外国人である場合は在留資格を有する者であること。
  - (3) 暴力団員でないこと。
- 2 親族でない者の同居は、同一国籍且つ同性に限る。また、従業員が使用者の場合は親族以外の同居を認めないこととする。

### (使用申請等)

第5条 目的外使用の許可を受けようとする者は、使用開始予定日の14日前までに、小清水町営住宅目的外使用許可申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、使用者が従業員の場合は、町長が特別の事情があると認める場合を除き、その者の就労する事業所又は事業所の代表者その他それに相当する者で町長が適当と認める連帯保証人の連署を必要とする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請書に基づき町税等の滞納の有無、就労の事実等を審査のうえ、許可又は不許可について、小清水町営住宅目的外使用許可（不許可）通知書（第2号様式）で通知する。

### (使用期間)

第6条 対象住宅の使用期間は、原則1年以内とし、申請があった日が属する年度の末日までを限度とする。

### (使用期間の延長)

第7条 使用者から使用期間終了の1ヶ月前までに退去の申出がない場合は、その期間を1年延長することを希望したものとみなして第5条第2項と同様の審査を行い、認められた場合に限りその期間を

- 1 年延長することとする。
- 2 町長は前項の審査の結果、延長を認めなかった場合、翌年度における第2条の承認が受けられなかった場合及び町営住宅本来の入居者の入居が阻害されると判断した場合はすみやかに小清水町営住宅目的外使用継続不許可通知書（第3号様式）で通知する。
- 3 前項の通知を受けた使用者で、使用期間満了の日までに明け渡すことが困難な場合は、町長がやむを得ないと認めた場合に限り、使用期間満了の日の翌日から60日までの範囲で明け渡しを猶予することができることとする。

（住宅使用料等）

第8条 住宅使用料は、使用者の収入状況に関わらず、一律、収入分位を第Ⅳ分位として、条例第14条に規定する方法により算出した額とする。また、敷金は免除とする。

2 使用者が入居者から徴収することとなる家賃に相当する額の合計は、前項の使用料の額を超えてはならない。

（入居者の届出）

第9条 使用者は、入居者の決定又は異動があった場合は、すみやかに小清水町営住宅目的外使用入居者届（第4号様式）を提出する。

（自治会への加入）

第10条 入居者は、対象住宅が所在する地域の自治会へ加入し、自治会活動へ積極的に参加するものとし、使用者は入居者に対し当該指導を行うことを条件とする。

（住宅の明け渡し）

第11条 使用者は、対象住宅を返還しようとする5日前までに、小清水町営住宅目的外使用返還届（第5号様式）を町長に提出し、町長の指定する者の検査を受けなければならない。

（準用）

第12条 小清水町地域対応活用計画による町営住宅の目的外使用については、この要綱に定めるものを除き、条例及び規則の例による。また、規定にない事項が生じた場合は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。